

フェイスブック上の投稿を理由とした裁判官戒告決定

- 【文献種別】 決定／最高裁判所大法廷
【裁判年月日】 令和2年8月26日
【事件番号】 令和2年（分）第1号
【事件名】 裁判官に対する懲戒申立て事件
【裁判結果】 戒告
【参照法令】 憲法21条、裁判所法49条
【掲載誌】 裁時1750号1頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571017

駒澤大学専任講師 奥 忠憲

事実の概要

Yは、東京高裁判事であった平成29年12月13日頃、裁判官であることを他者から認識できる状態で、ツイッターの自身のアカウントで、被告人が当時17歳の女性を殺害したうえで、強姦しようとしたが、強姦の目的を遂げず、現金等を強奪した強盗殺人及び強盗強姦未遂の刑事事件の東京高裁判決を閲覧できる裁判所ウェブサイトのURLの引用とともに、以下のツイートをした。

首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男

そんな男に、無惨にも殺されてしまった17歳の女性

東京高裁長官は、平成30年3月15日に、前記のツイートにより遺族の感情を傷つけたこと等は、裁判官として不適切であるとともに、裁判所に対する国民の信頼を損なうものであるとして、下級裁判所事務処理規則21条に基づき、書面による嚴重注意をした。また、嚴重注意に先立ち、前記判決を裁判所ウェブサイトに掲載する判断に関与した裁判官等に対し、掲載に関する選別基準によれば掲載すべきではなかったとして、同条に基づく嚴重注意又は注意をした。

また、Yは、公園に放置されていた犬を保護した者に対する飼い主による犬の返還請求等に関する担当外の民事訴訟の控訴審判決に関する記事のURLを引用するとともに、以下のツイートをした。

公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、もとの飼い主が名

乗り出てきて、「返して下さい」

え？ あなた？ この犬を捨てたんでしょ？ 3か月も放置しておきながら・・・

裁判の結果は・・・

東京高裁は、この民事事件に関するツイートを受け、平成30年7月24日に最高裁に懲戒申立てをした。最高裁は、この申立てを受け、平成30年10月17日にYを戒告する決定（最大決平30・10・17民集72巻5号890頁。以下、「平成30年決定」という）をした。

その後、Yは、平成31年4月1日に仙台高裁判事に就任した後の令和元年11月12日に、自身について前記遺族が裁判官訴追委員会に弾劾裁判訴追請求をしていることに関し、フェイスブックの自身の実名アカウントにおいて、自身が裁判官であることが知られている状況で多数の会員に対し以下の投稿（以下、「本件投稿」という）をした。

裁判所が判決書をネットにアップする選別基準

（中略）

東京高裁は、このうち、「イ 刑事訴訟事件（イ）性犯罪」に該当する判決書をアップしてしまいましたが、その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、「リンクを貼って拡散したこと」を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしてい

るというわけです。

(後略)

仙台高裁は、本件投稿を受け、令和2年1月27日に最高裁に本件懲戒申立てをした。

決定の要旨

Yを戒告する。

1 裁判官の義務と「品位を辱める行状」

「裁判の公正、中立は、裁判ないしは裁判所に対する国民の信頼の基礎を成すものであり、裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする者である。したがって、裁判官は、職務を遂行するに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務を負っているものというべきである（〔最大決平13・3・30集民201号737頁〕参照）。このことに照らせば、裁判所法49条が懲戒事由として定める『品位を辱める行状』とは、職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいうものと解するのが相当である（〔平成30年決定〕。）」

2 本件投稿の「品位を辱める行状」該当性

(1) 「被申立人は、……ツイッターアカウントにおいて、本件刑事事件に含まれる論点に言及することなく、『首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男』などという被告人の異常な性癖や犯行の猟奇性に着目した表現で本件刑事判決を紹介する前回投稿をしたものであところ、このような紹介の方法に照らせば、前回投稿は、刑法上の重要論点を含む本件刑事判決を法律家に周知するためのものとみることとはできず、閲覧者の性的好奇心に訴え掛けて、興味本位で本件刑事判決を閲覧するよう誘導しようとするものというほかない。我が子が性犯罪の被害に遭って殺害され、甚大な精神的苦痛を受けている遺族において、事件が好奇の目にさらされて被害者の尊厳がこれ以上傷つけられることのないよう願うのは当然なことであって、本件遺族は、裁判官である被申立人によって上記のような前回投稿

がされたことについて、被害者の尊厳や遺族の心情に対する配慮を欠くものであるとして抗議等をするに至ったものと認められる。前回投稿についての被申立人に対する東京高裁長官の前記嚴重注意も、同様の理解の下にされたものと解される。」

「以上の経緯の下で、被申立人は、根拠を示すことなく、……本件遺族が被申立人を非難するよう東京高裁事務局等から洗脳されている旨の本件投稿をしたものである。このような本件投稿の表現は、あたかも本件遺族が自ら判断をする能力がなく、東京高裁事務局等の思惑どおりに不合理な非難を続けている人物であるかのような印象を与える侮辱的なものであって、本件投稿をした被申立人の行為は、多数の者に向けてされたこととあいまって、被申立人による前回投稿によって心情を害されて抗議等をするに至った本件遺族の心情を更に傷つけるものであり、犯罪被害者遺族の副次的な被害を拡大させるものである。そして、自らが裁判官であることを示しつつ多数の者に向けてした被申立人の上記行為は、被申立人は犯罪被害者やその遺族の心情を理解し、配慮することのできない裁判官ではないかとの疑念を広く抱かせるに足りるものである。」

「これらのことに照らせば、被申立人の上記行為は、裁判官に対する国民の信頼を損ねる言動であるといわざるを得ない。」

「したがって、被申立人の上記行為は、裁判所法49条にいう『品位を辱める行状』に当たるといべきである。」

(2) 「なお、被申立人は、本件遺族による抗議や訴追請求に対する自らの見解を表明するための表現行為として本件投稿をしたというが、そうであるとしても、本件遺族を侮辱するような上記表現を用いることが許されるものではない。」

(3) 「被申立人は、投稿から数日後には本件投稿を削除し、本件投稿の表現が不適切であったことを認めているといった事情はあるものの、前回投稿について嚴重注意を受けたほか、訴訟当事者であった私人の感情を傷つける投稿をしたことについて戒告の裁判を受けるなどしていたにもかかわらず、この戒告の裁判から僅か1年余り後に本件投稿に及んだものであって、これらの一連の経緯に照らすと、被申立人の上記行為は、およそ看過することができないものである。」

判例の解説

一 表現の自由の保障への言及の有無

本決定は、平成30年決定に続き、裁判官のSNS上の投稿が、裁判所法49条において懲戒事由とされている「品位を辱める行状」にあたることを理由に、その裁判官を戒告するものである。SNS上の投稿という表現行為を懲戒事由に該当する禁止行為としている点で、両決定ともに、表現の自由に関係する側面を有するものである。しかしながら、平成30年決定では、「憲法上の表現の自由の保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民としてその自由を有することは当然である」として、一般論として、表現の自由が裁判官にも保障されていることに言及されている一方で、本決定では、こうした表現の自由の保障については言及されていない。こうした異同の生じた理由として、投稿のなされたSNSの違い、及び、投稿の内容の違いを指摘することができるであろう。すなわち、平成30年決定の投稿は、140字以内という短い文字数制限の設けられているツイッター上でなされたものであり、このような投稿の中には、文意について多義的なものや不明確なものにならざるを得ないものも多く見受けられる。また、実際の投稿の内容についても、多数意見では、報道記事を要約しただけであるとのYの主張を退け、「訴訟を……飼い主が提起すること自体が不当であると被申立人が考えていることを示すものと受け止めざるを得ないものである」とされているが、必ずしも、このように断定できるものでもないと思われる。こうした中で、平成30年決定は、消極的な国民の信頼の維持(判例の解説三)が重視された結果として、「国民の信頼を損なう恐れのある読み方が可能なツイートについては許容しない」としたものと評されている¹⁾。投稿者本人の意図とは異なり、懲戒事由に該当するような投稿であるとの読み方が可能であることを理由として懲戒処分の対象になるかもしれないとなると、特にツイッターにおける裁判官の投稿に対する萎縮効果が懸念されることになる。共同補足意見が、「本件のような事例によって一国民としての裁判官の発信が無用に萎縮することのないように」との目的から、多数意見と同じく裁判官に表現の自由が保障されていることに言及するのも、おそらくは、そうした懸念を抱いたからではないかと考

えられる。その一方で、本件投稿は、文字数制限が実質的には無いに等しいフェイスブック上のものである。また、実際の投稿の内容についても、遺族に対し侮辱的なものであるという文意の比較的明確なものである。したがって、本決定において裁判官の表現の自由の保障に言及されていないのは、この点に言及する必要があるほどには、本件投稿を理由とした戒告による萎縮効果について懸念されていないからではないかと考えられる。

二 当事者としての投稿

他にも、平成30年決定と本決定との相違点として、平成30年決定では、担当外の民事訴訟に関する投稿が問題となった一方で、本決定では、自らに関する裁判官訴訟追委員会への弾劾裁判訴訟請求につき、請求の対象となった当事者として、また、こうした当事者という立場を明らかにしたうえで、自らの見解を示す投稿が問題となったものである。本決定では、この点に関するYの主張に言及されているが(決定の要旨2(2))、実質的には検討されていない。本件投稿は、読者に対し、こうした当事者による投稿であるということが明らかなるものであり、また、侮辱的な文言を使用することとなった事情も理解されるものである。そのため、「裁判官に対する国民の信頼を損ねる言動であるといわざるを得ない」ものとする理由のひとつとして、Yが「犯罪被害者やその遺族の心情を理解し、配慮することのできない裁判官ではないかとの疑念を広く抱かせるに足りる」とまで評価できるものなのか疑問の残るところではある。ただし、この点につき、消極的な国民の信頼の維持(判例の解説三)の極めて重視された結果であるとも考えることもできるであろう。

三 表現の自由の実質的考慮の不在

本決定は、平成30年決定と同じく、懲戒事由該当性の判断に際し、表現の自由を実質的には考慮しなかった。この点につき、平成30年決定には、特に以下の4点の理由が指摘されており、これらは本決定にも妥当するものと考えられる。第1に、裁判所に対する国民の消極的な信頼を保障するために、裁判官に課せられている義務が重視されたことが指摘されている。すなわち、裁判官には、「国民の多くは裁判所に対する知識や関心を持ち合わせてはいないものの、任せておけば安

心だという漠然とした」消極的な信頼を維持するために²⁾、「不適切だとみられる恐れのあること」を避けることが求められており³⁾、こうした信頼の維持の重視される結果として、表現の自由が考慮されなかったとされている⁴⁾。この点につき、同質的な裁判官集団の形成による弊害や、政治的に重要な問題についての司法の消極主義が懸念されている⁵⁾。また、司法制度改革により国民の司法参加制度が拡充されてきていることや、情報通信技術の発展により司法の情報発信が可能になってきていること等から、前記のような消極的な信頼を維持する必要性が低下してきているとも指摘されている⁶⁾。第2に、裁判官の懲戒について実質的には裁判所内部の行政処分であると理解されていること、及び、その手続について非訟事件に関する規定の準用されることから、被申立人の主張の容れられなかった結果であると指摘されている⁷⁾。また、こうした手続には、手続の公正の保障や決定の正当性の確保等の観点から批判がなされている⁸⁾。第3に、「品位を辱める行状」に該当する投稿が、低価値表現の一種である品位毀損表現であるとされ、そのために、表現の自由の限界を逸脱したものであると受け止められた可能性があり、そうであるならば、保護されない範囲の確定されるべきことが指摘されている⁹⁾。この点につき、本件投稿は、より侮辱的な文言の含まれることから、平成30年決定の投稿よりも低価値な表現として考えられた可能性もある。第4に、「品位を辱める行状」の禁止は、それ自体が表現を規制するものではないと考えられた可能性があるとしたうえで、本来の理論上は表現の自由に対する間接的付随的規制であるとする指摘もなされている¹⁰⁾。

四 懲戒処分と表現の自由

懲戒処分を課すことが表現の自由を侵害し違憲かという点も考えることはできるが、この点につき、両決定ともに検討していない。平成30年決定が検討しなかった理由として、判例では、懲戒処分の前提となる義務づけとは異なり、義務違反を理由とする懲戒処分に対しては憲法判断の行われぬ傾向¹¹⁾のあることが指摘されている¹²⁾。この指摘は本決定にも妥当するものと考えられる。また、懲戒処分の審査の際に表現の自由が考慮されるかという点も問題となり得るが、両決定

ともに考慮していない。この点につき、国歌起立斉唱等を義務づける職務命令に違反したことを理由とした懲戒処分が問題となった判例¹³⁾では、職務命令自体については憲法上の権利を侵害し違憲となるものではないとされたうえで、懲戒処分については、減給処分以上の重大な処分と戒告処分とが区別されており、前者については憲法上の権利が審査密度を高め、その結果として減給処分を違法とする役割を果たしている一方で、後者については憲法上の権利が考慮されていないとされている¹⁴⁾。この点に鑑みると、両決定においても、たとえ投稿が懲戒事由に該当し禁止されるかの判断の際に表現の自由が考慮されたとしても、特に戒告処分の審査では表現の自由が考慮され難いものと考えられる^{15) 16)}。

●—注

- 1) 曾我部真裕「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 24号(2019年)27頁。
- 2) 同上。
- 3) ダニエル・H・フット(溜箭将之訳)『名もない顔もない司法』(NTT出版、2007年)28頁。
- 4) 曾我部・前掲注1)。
- 5) 同上28頁。
- 6) 見平典「判批」論究ジュリ29号(2019年)121~122頁。
- 7) 曾我部・前掲注1)27~28頁。
- 8) 同上28頁、上田健介「判批」法教461号(2019年)156頁、市川正人「判批」民商155巻4号(2019年)817~818頁。
- 9) 大林啓吾「判批」判時2424号(2020年)171頁。
- 10) 同上171~172頁。
- 11) 渡辺康行『「内心の自由」の法理』(岩波書店、2019年)296~298頁。なお、堀口悟郎「行政裁量と人権」法学研究91巻1号(2018年)485~496頁は、判例では、禁止又は強制と、これらの違反による制裁とが区分されており、後者の審査の際には人権侵害が問題とされず、人権が考慮されることもないとしている。
- 12) 渡辺康行「判批」法教465号(2019年)66頁。
- 13) 最一小判平24・1・16集民239号253頁。
- 14) 渡辺・前掲注11)290~293頁。これに対し、堀口・前掲注11)496~499頁は、減給処分の審査でも人権が考慮されているわけではないとしている。
- 15) ただし、裁判官の懲戒は、裁判官分限法第2条により、戒告又は1万円以下の過料に限られている。
- 16) 本稿は、2020年11月16日に脱稿されたものである。脱稿後に、毛利透「憲法判例の動き」法教483号(2020年)147頁、武田芳樹「判批」法教483号(2020年)162頁に接した。